

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                 |
|-------|--------------------------------------|
| 15    | 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸町は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

神戸町長

## 公表日

令和6年12月19日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務  |
| ②事務の概要                   | ふるさと納税寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市町村長に対し、その情報を通知する。<br>【具体的な事務】<br>・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管<br>・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管<br>・申告特例の求めを行った者の住所地の市区町村長に対する申告特例通知書の作成、送付 |
| ③システムの名称                 | エクセル(表計算ソフト)、e-NINSHO、ふるさと納税管理システム、eLTAX  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| ワンストップ特例申請受付管理ファイル       |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項別表第24の項、地方税法附則第7条第5項及び第12項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | まちづくり戦略課  |
| ②所属長の役職名                 | まちづくり戦略課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| なし                       |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 神戸町総務部総務課<br>〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地<br>0584-27-3111  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 神戸町総務部総務課<br>〒503-2392 岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地<br>0584-27-3111  |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年11月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年11月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か               | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)      |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>                             |   |   |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| <b>8. 人手を介在させる作業</b> [ ] 人手を介在させる作業はない             |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                              | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 判断の根拠  | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。   |   |
| <b>9. 監査</b>                                       |   |   |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検  | [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査                 |
| <b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>                            |   |   |
| 従業者に対する教育・啓発                                       | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| <b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                                   | [ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |   |
| 当該対策は十分か【再掲】                                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 判断の根拠  | 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、e-ラーニングによる研修を実施している。   |   |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目                       | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------|---|---|------|-----------|
| 平成31年4月1日 | I-5-② 担当部署               | ふるさと発信課   | まちづくり戦略課  | 事後   |           |
| 平成31年4月1日 | I-5-② 所属長                | ふるさと発信課長 石原宏一   | まちづくり戦略課長   | 事後   |           |
| 令和3年10月1日 | II 1. いつの時点か             | 平成31年4月1日時点   | 令和3年10月1日時点   | 事後   |           |
| 令和3年10月1日 | II 2. いつの時点か             | 平成31年4月1日時点   | 令和3年10月1日時点   | 事後   |           |
| 令和4年12月5日 | I-1-③ システムの名称            | エクセル(表計算ソフト)  | エクセル(表計算ソフト)、ワンストップ特例オンライン申請サービス(さとふる)                        | 事後   |           |
| 令和5年7月1日  | II 1. 評価対象の事務の対象人数は何人か   | 1,000人以上1万人未満   | 1万人以上10万人未満   | 事後   |           |
| 令和5年7月1日  | II 1. いつの時点か             | 令和3年10月1日時点   | 令和5年7月1日時点  | 事後   |           |
| 令和5年7月1日  | II 2. 特定個人情報取扱者数は500人以上か | 500人以上  | 500人未満  | 事後   |           |
| 令和5年7月1日  | II 2. いつの時点か             | 令和3年10月1日時点   | 令和5年7月1日時点  | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | II 1. いつの時点か             | 令和5年7月1日時点  | 令和6年11月1日時点   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | II 2. いつの時点か             | 令和5年7月1日時点  | 令和6年11月1日時点   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | I 3. 法令上の根拠              | 番号法 第9条第1項別表第一の16の項、第9条第3項、第19条第2号<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条<br>地方税法 附則第7条第5項、第12項 | 番号法第9条第1項別表第24の項、地方税法附則第7条第5項及び第12項                           | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | I-1-③ システムの名称            | エクセル(表計算ソフト)、ワンストップ特例オンライン申請サービス(さとふる)  | エクセル(表計算ソフト)、e-NINSHO、ふるさと納税管理システム、eLTAX                      | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 2. 特定個人情報の入手          | 特に力を入れている   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 3. 特定個人情報の使用          | 特に力を入れている   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 3. 特定個人情報の使用          | 特に力を入れている   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 | 特に力を入れている   | 委託しない   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 5. 特定個人情報の提供・移転       | 特に力を入れている   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | 特に力を入れている   | 接続していない(入手) 接続していない(提供)                                       | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 7. 特定個人情報の保管・消去       | 特に力を入れている   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 8. 人手を介在させる作業         |   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 8. 人手を介在させる作業         |   | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 10. 従業者に対する教育・啓発      | 特に力を入れている   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 11. 最も優先度が高いと考えらる対策   |   | 9)従業者に対する教育・啓発  | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 11. 最も優先度が高いと考えらる対策   |   | 十分である   | 事後   |           |
| 令和6年11月1日 | IV 11. 最も優先度が高いと考えらる対策   |   | 毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、e-ラーニングによる研修を実施している。             | 事後   |           |
|           |                          |   |   |      |           |
|           |                          |   |   |      |           |
|           |                          |   |   |      |           |